

障企第0328001号
平成15年 3月28日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 障害保健福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

身体障害者福祉法第17条の32第1項に規定される国の設置する
身体障害者更生施設等への入所に係る留意事項について

標記については、平成15年1月9日社援発第0109007号「身体障害者福祉法第17条の32第1項に規定される国の設置する身体障害者更生施設等への入所の取扱い等について」(以下「局長通知」という。)をもって厚生労働省社会・援護局長から各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長あてに通知したところであるが、身体障害者福祉法(以下「身障法」という。)第17条の32第1項に規定する国の設置する身体障害者更生施設等(以下「国立施設」という。)への入所については、下記の点に留意の上、国立施設への入所を希望する身体障害者の入所が円滑に行われるよう、貴管内市町村、関係機関等に対してその周知方お願いする。

なお、昭和35年3月3日社更第27号厚生省社会局更生課長通知「外国人の入所(寮)について」、昭和43年2月6日社国第14号更生課長通知「入所委託に対する受託可否等の通知について」及び昭和29年8月26日更発第98号厚生省社会局更生課長通知「国立保養所の入所について」は、平成15年3月31日限り廃止する。

記

1 国立施設の長の入所の承諾の結果に係る通知について

身体障害者福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第12条の4に規定する国立施設の長による入所の承諾等に関する通知は、国立施設への入所の申込を行った身体障害者（以下「入所申請者」という。）及び当該身体障害者に係る意見書の交付を行った市町村に対し、別紙様式1及び別紙様式2により行うものとする。

2 国立施設の長が定める書類について

施行規則第12条に規定する、国立施設への入所の申込みに必要な国立施設の長が定める書類は、次のとおりである。

なお、履歴書、健康診断書及び機能障害に係る診断書の様式については、各国立施設の長がそれぞれ定めるものとする。

ア 履歴書

イ 健康診断書

ウ 機能障害に係る診断書

エ 最終卒業校の卒業証明書（理療教育課程への入所を希望する者に限る）

オ 最終卒業校の成績証明書（理療教育課程への入所を希望する者に限る）

3 国立施設への入所に係る意見書について

身障法第17条の32第2項に規定する意見書については、局長通知別紙様式2「国立施設入所に関する意見書」によるものとしたところであるが、当該様式の各欄の記入に当たっては、下記の点に留意願いたい。

ア 扶養義務者氏名欄について

利用料の額の決定に必要となることから、入所申請者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものについて記載する。

イ 同居家族について

入所申請者と同一の住居に居住し、生計を一にしている者であって、同一世帯員として認められる者について記載する。

また、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当と認められ者についても記載する。

ウ 希望する種類・内容欄について

入所申請者の意向を踏まえ、入所の要否を適切に判断し、具体的な訓練等の内容について記載する。

エ 更生計画及び市町村の意見欄について

入所申請者が、どのような更生計画に基づき、国立施設の利用を希望しているか、また、市町村としてその更生計画の実現に対してどのように支援するか等の意見を記載する。

4 外国人の入所について

日本で生活する外国人であって、身障法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者の入所については、日本国民と同様の取扱いをするものとする。ただし、日本語による意思疎通が十分にできないことにより、現実に当該施設における訓練を受けることができないか、又は困難である者については、この限りではない。

また、身障法別表一の各号に掲げる程度の視覚障害を有すると認められる者で、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの技術を習得するために留学又は就学を希望するものに限り、例外的に、在留資格、学歴、日本語能力、入所期間中の生活費の支弁能力等の状況を勘案した上で、国立身体障害者リハビリテーションセンター（以下「国立リハセンター」という。）及び国立光明寮の理療教育課程に入所を承諾して差し支えないものとする。

5 その他

(1) 国立施設への入所について

各国立施設への入所は、各施設が設置する宿舍への入寮又は自宅等からの通所によるものとし、入所する者の希望により、いずれかを選択することができるものとする。

(2) 国立施設の設置場所等について

厚生労働省組織令第146条に規定する国立光明寮（国立視力障害センター、以下「光明寮」という。）、同令第147条に規定する国立保養所（国立重度障害者センター、以下「保養所」という。）及び同令第149条に規定する国立リハセンターの名称及び所在地等は別表のとおりである。

なお、各国立施設への入所を希望する身体障害者の受入れについては、全国を対象とするが、入所を希望する身体障害者の利便性及び意向を尊重しつつ、光明寮及び国立リハセンターの理療教育課程・生活訓練課程にあっては、主として近隣の都道府県に居住する身体障害者を、保養所にあっては、それぞれ東日本又は西日本の都道府県に居住する身体障害者を中心に受け入れていくこととする。

(別表)

	名 称	所 在 地	電話番号(上段) FAX番号(下段)
国 立 光 明 寮	国立塩原視力障害センター	〒329-2921 栃木県那須郡塩原町下塩原21-1	0287(32)2934 0287(32)2941
	国立神戸視力障害センター	〒651-2134 兵庫県神戸市西区曙町1070	078(923)4670 078(928)4122
	国立函館視力障害センター	〒042-0932 北海道函館市湯川町1-35-20	0138(59)2751 0138(59)4383
	国立福岡視力障害センター	〒819-0165 福岡県福岡市西区今津4820	092(806)1361 092(806)1365
国 立 保 養 所	国立伊東重度障害者センター	〒414-0054 静岡県伊東市鎌田222	0557(37)1308 0557(36)0571
	国立別府重度障害者センター	〒874-0904 大分県別府市南荘園町2組	0977(21)0181 0977(21)2794
	国立身体障害者 リハビリテーションセンター	〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1	042(995)3100 042(992)4525

各国立光明寮及び国立保養所の入所等の相談窓口は、指導課となっている。

国立身体障害者リハビリテーションセンターの入所等の相談窓口は、相談判定課となっている。

(別紙様式1)

国立施設入所申請に関する通知書

番 号
平成 年 月 日

申請者
住所
氏名 殿

国立施設の長 印

貴殿からの当センターへの入所申請については、下記により、入所を承諾すること
しない
としたので、身体障害者福祉法施行規則第12条の4の規定に基づき通知します。

フリガナ ----- 氏名		生年月日	昭和 年 月 日 平成
		性別	男・女
居住地	〒 電話番号() -		
扶養義務者氏名	居住地	電話番号	続柄
支援の種類 ・内容等			

注：「支援の種類・内容等」の欄は、入所の承諾を行わなかった場合、その理由を記載するものとする。

(別紙様式2)

国立施設入所申請に関する通知書

番 号
平成 年 月 日

市 町 村 の 長 殿

国 立 施 設 の 長 印

身体障害者福祉法第17条の32第1項に基づき、平成 年 月 日付で申請のあった下記の者について、当施設への入所を承諾 した ので、通知いたします。

しなかつた

フリガナ ----- 氏 名		生年月日	昭和 年 月 日 平成
		性 別	男 ・ 女
居 住 地	〒 電話番号 () -		
扶養義務者氏名	居 住 地	電話番号	続 柄
支 援 の 種 類 ・ 内 容 等			

注：「支援の種類・内容等」の欄は、入所の承諾を行わなかった場合、その理由を記載するものとする。